龍郷町不妊治療等支援事業のご案内

龍郷町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療および不育治療に要した治療費・旅費等の一部を助成します。

＊申請期間は、治療費旅費ともに治療終了後１年以内です

対象者

1. 戸籍上の夫婦で、医師による不妊・不育治療を行っている方
2. 龍郷町に90日以上、夫婦ともに居住されている夫婦
3. 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満の方
4. 町税等の滞納がない夫婦

治療助成項目		助成内容
治療費	特定不妊治療※1	治療費（自己負担額） （1年度あたり20万円を上限）
	一般不妊治療※2	治療費（自己負担額） （1年度あたり5万円を上限）
	不育治療	治療費（自己負担額） （1年度あたり5万円を上限）
旅費 特定不妊治療のみ	交通費 (9往復まで)	基準額 (※離島割引・往復割引を適用した額と実際に要した運賃のうち少ない額)
	宿泊費 (15泊まで)	実際に要した助成となる宿泊費 (1泊上限8,000円)

※1 特定不妊治療：体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの
※2 一般不妊治療：人工授精、タイミング療法、排卵誘発法
※3 入院費・食事代など治療に直接関係しない費用は、助成対象ではありません。

申請書類

治療費

① 龍郷町不妊治療費等支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
② 受診等証明書（第2号様式または第3号様式）
③ 治療に要した領収書及び診療明細書治療に要した領収書及び診療明細書
④ 法律上の婚姻している夫婦であることを証明できる書類
・夫婦同一世帯のとき…住民票謄本（続柄の記載のあるもの）
・夫婦別世帯のとき…夫及び妻の住民票謄本と戸籍謄本
⑤ 保険証のコピー（夫婦分） ⑥ 振込先通帳のコピー（申請者名義）
⑦ 高額療養費又は付加給付など加入している健康保険から給付がある場合は、その給付された金額の確認ができるもの（高額療養費決定通知書等）
※ ⑦に該当する方は、必ずご加入の健康保険へ請求したあとに、申請してください。

旅費

（上記書類以外に下記の書類が必要です。）
① 交通費・宿泊費の領収書等
② 特定不妊治療受診等証明書
③ 旅費等の内訳書（別紙）

※詳細についてはこちらにお問い合わせください。
龍郷町役場　子ども子育て応援課　TEL：0997-69-4555